

第2章

全ての子ども・若者の 健やかな成長の支援

子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援するため、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障などに取り組んでいる。

さらに、このような基礎の上に様々な体験や他者との交流を積み重ねることにより、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどを育むため、社会参加・体験活動などの能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実に取り組んでいる。

第1節 自己形成支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となる。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎になることも期待される。

ア 学校教育における取組（文部科学省）

学校教育では、道徳や特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の形成を図るための指導が行われている。平成20（2008）年と21（2009）年に改訂された学習指導要領²（以下「**新学習指導要領**」という。）では、特に小学校低学年において、あいさつなどの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

文部科学省は、平成25（2013）年8月、「心のノート」を全ての小学生・中学生に冊子で配布した。また、教育再生実行会議の第一次提言を受けて開催した「道徳教育の充実に関する懇談会」において、「心のノート」の改訂方針や教員の指導力向上方策、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討され、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（仮称）とすることなどが報告された。これを踏まえ、「心のノート」の内容を全面改訂した教材「**私たちの道徳**」（第2-2-1図）を作成し、平成26（2014）

年度使用分を配布した。平成26年度は、引き続き「私たちの道徳」を配布するとともに、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や道徳教材活用への支援などを行う。

イ 社会全体で取り組む子どもの生活習慣づくり（文部科学省）

文部科学省は、早寝早起きや朝食をとるといった子どもの望ましい基本的な生活習慣を育

第2-2-1図 「私たちの道徳」



（出典）文部科学省資料

2 文部科学省は、平成20年3月に小・中学校の、平成21年3月に高校の学習指導要領の改訂を行った。その概要は第2-2-11図を参照のこと。

成し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している（第2-2-2図）。平成25（2013）年度には、「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活習慣が乱れやすい中高生を中心とした、生活習慣の課題・問題点や支援の在り方、学校や地域における効果的な取組等について「審議の整理」としてとりまとめた。平成26（2014）年度は、子どもの自立と生活習慣との関係性などについての調査研究委員会を設置し、保護者などへの効果的な啓発手法などの支援方策を検討する。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の事務局として、国立青少年教育施設における運動を積極的に推進し、子どもの生活リズムの向上に努めている。

ウ 青少年教育施設における取組（文部科学省）

青少年教育施設では、集団宿泊体験を通じて規律ある生活をする態度を養うため、学校や青少年団体に対して広く学習の場や機会が提供されている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、学校や青少年団体などが全国の国立青少年教育施設を利用して行う活動に対して、必要な助言・指導などの支援を行っている。

エ 食育活動の推進（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

子どもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。近年、偏った栄養摂取といった食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られることから、子どもが食生活に関して基本的な知識や習慣が身に付けられるよう、家庭や学校、地域における取組が重要である。

「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月）では、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標としている。生活習慣の形成途上にある小学生については、平成19（2007）年度に1.6%となっていた「小学校5年生のうちほとんど朝食を食べないと回答した者」の割合を、平成27（2015）年度までに0%とすることを目指している。

内閣府は、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」³の普及啓発を図っている。

学校教育では、幼稚園教育要領や新学習指導要領に食育の推進に係る記述が盛り込まれ、その内容の充実が図られている。文部科学省は、食に関する指導を行う栄養教諭の都道府県への配置を促進しており、平成25（2013）年4月現在、全国の公立学校で4,624名が配置されている。

厚生労働省は、出産前から適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報の提供を推進している。

農林水産省は、健全な食生活の実践を促すとともに食や農林水産業への理解を深めるための食育を推進している。平成25年度は、米を中心に、水産物、畜産物、野菜といった多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促す取組や、生産の場において農林漁業者などが一連の農作業などの体験の機会を提供する教育ファームなどを支援した。（第2-2-3図）

第2-2-2図 早寝早起き朝ごはんに関する小学校低学年とその保護者向けリーフレット



（出典）早ね早おき朝ごはんコミュニティサイト（<http://hayanehayaoki.jp>）

3 <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/guide/index.html>

第2-2-3図 教育ファーム



(出典) 農林水産省資料

内閣府の食品安全委員会は、ホームページに「キッズボックス」を設け、子ども向けの食品安全に関する情報をイラストを用いて分かりやすく解説している。また、小学校5・6年生とその保護者を対象とし、食品安全委員会委員との意見交換を通して食の安全について楽しく学び、理解を深めてもらう「ジュニア食品安全委員会」を夏休み期間中に開催している。

(2) コミュニケーション能力や規範意識等の育成（警察庁，総務省，文部科学省）

近年、いじめの社会問題化や重大事件の続発など、子どもの問題行動は教育上の大きな課題となっている。善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることが、これまで以上に求められている。このため、学校・家庭・地域が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育む取組を進める必要がある。

学校教育では、国語や道徳、特別活動をはじめ学校の教育活動全体を通じて、誰に対しても思いやりの心を持つことや広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることに関する指導が行われている。また、伝え合う力の育成を重視し、発表・討論を積極的に取り入れた学習活動が行われている。

青少年教育施設では、社会性や協調性を育むため、自然体験や集団宿泊体験といった様々な体験活動の機会と場が提供されている。

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例を題材にして直接子どもに語り掛けることにより、子ども自身の規範意識の向上を図り、非行防止に取り組んでいる。

総務省は、子どものメディアリテラシー⁴を向上させるため、小学生・中学生・高校生用の教材を開発し、広く貸出しを行っている。また、ホームページ⁵にこの教材や小学校・中学校教員を対象とした授業実践パッケージを掲載し、提供している。

4 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力

5 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

(3) 体力の向上（文部科学省）

ア 地域社会での体力向上の取組の推進

第1部でみたとおり、子どもの体力は、低下傾向に歯止めがかかってきているが、体力水準の高かった昭和60（1985）年頃と比較すると、依然として低い水準にある。子どもの体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧される。

文部科学省は、子どもの体力向上に向けた総合的な施策を推進している⁶（第2-2-4図）。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」⁷の結果を踏まえ、学校や地域における体力向上に向けた取組を推進している。平成25（2013）年度からは、学校や家庭、スポーツ団体といった地域社会全体が連携して行う子どもの体力向上に向けた取組の定着を図るモデル事業を実施している。

第2-2-4図 「体育の日」中央記念行事 スポーツ祭り2013



（出典）子どもの体力向上ホームページ（<http://www.recreation.or.jp/kodomo/index.html>）

イ 学校における体育・運動部活動の振興

学校の体育・保健体育は、心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることをねらいとしている。

文部科学省は、中学校で必修とされている「武道」を外部指導者の活用などにより安全かつ円滑に実施するとともに、より一層効果的に学習指導を展開するための映像指導資料を作成した。平成26（2014）年度は、運動部活動の現場から体罰を根絶し適切な指導方法・内容の運動部活動を推進するため、指導者の資質向上を図るとともに、地方のスポーツ指導者の活用など地域との連携を推進する。

2 多様な活動機会の提供

(1) 集団遊びの機会の確保（文部科学省、厚生労働省）

厚生労働省は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること、自然を活かした遊びを通じて協調性、創造性、忍耐力を高めることを目的とする児童館⁸の整備を推進し、子どもの集団遊びや異年齢児との交流の機会を確保している。平成24（2012）年10月1日現在、全国に4,617か所の児童館が設置されている。なお、児童館内などでは、子育て中の親子の相互交流や相談を行う「地域子育て支援拠点事業（連携型）」を実施している。

6 http://www.mext.go.jp/a_menu/05_c.htm

7 小学校5年生と中学校2年生全ての子どもが対象。http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1266482.htm

8 「児童福祉法」(昭22法164) 第40条に規定する児童厚生施設の1つ。

文部科学省と厚生労働省は、放課後の安全で健やかな居場所づくりを推進している。(詳細は、第2部第4章第1節3「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」を参照。)

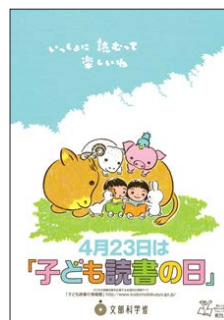
(2) 読書活動の推進(文部科学省)

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものである。

文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平13法154)と「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」(平成25年5月閣議決定)に基づき、子どもの読書活動を推進している⁹。具体的には、

- ・学校、図書館、読書ボランティア団体などによる読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」を全国各地で開催し、子どもの読書活動を推進する諸施策に関する情報提供などを行っている。
- ・国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、**子ども読書の日(4月23日)(第2-2-5図)**に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、著名人による記念講演や、優れた読書活動を行っている学校や図書館、ボランティア活動団体への文部科学大臣表彰の授与を行うとともに、子どもの読書に関してホームページなどによる情報提供を行っている。
- ・学校図書館の機能の一層の向上を図るため、蔵書や新聞配備、学校図書館担当職員(いわゆる「**学校司書**」)の配置に要する経費について地方財政措置を講じている。
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」なども踏まえ、公立図書館における読書環境の整備に努めている。

第2-2-5図 子ども読書の日



(出典) 文部科学省資料

(3) 地域等での多様な活動

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要である。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

このため、国や地方公共団体、地域・学校・家庭・民間団体・民間企業などがそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし連携して社会総ぐるみで、人づくりの“原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことが必要である。また、NPOや子ども会、青年団、青年会議所といった多くの民間団体が、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、これらの団体の活性化も求められている¹⁰。

ア 体験活動の推進(文部科学省)

文部科学省は、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、体験活動を推進する企業の表彰¹¹に取り組んでいる¹²(第2-2-6図)。防災教育の観点に立っ

9 「子ども読書の情報館」ページ<http://www.kodomodokusyo.go.jp>

10 平成25(2013)年1月、中央教育審議会は、体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」で提言した。

11 <http://kids-taiken.com/award.html>

12 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taiken.htm

た体験活動なども推進している。平成25（2013）年度からは、体験活動の評価・顕彰に関する調査研究を行っている。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、社会全体で体験活動を推進する機運を高めるため、青少年団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進している¹³（第2-2-7図）。毎年10月を「体験の風をおこそう推進月間」として、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、子どもの健やかな成長にとって、体験がいかに大切であるかを、広く家庭や社会に発信している。また、「子どもゆめ基金」事業¹⁴により、民間団体が実施する特色ある取組や裾野を広げようような活動を中心に様々な体験活動へ助成を行っている。

第2-2-6図 「～とびだせ！キッズ！～みんなで体験活動ワールド」



（出典）文部科学省資料

第2-2-7図 「体験の風をおこそう」運動



（出典）独立行政法人国立青少年教育振興機構ホームページ（<http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>）

イ 環境学習（文部科学省、環境省）

子どもを含めた一人一人が環境問題に関心を持ち、自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくためにも必要である。

環境省をはじめとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平15法130）と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月閣議決定）に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している¹⁵。

環境省は、「持続可能な開発のための教育」（ESD：Education for Sustainable Development）の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成や実証などを通じて、持続可能な社会の担い手を育む環境教育を推進している。

文部科学省は、子どもがその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育と社会教育で環境教育を推進している。学校教育では、社会科や理科、技術・家庭科といった関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実が図られている。また、太陽光発電設備などを環境教育に活用するエコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備を進めている¹⁶。社会教育では、公民館などを中心に地域の社会教育関係団体などが連携して行う環境保全の取組を支援している。青少年教育施設では、豊かな自然環境を活用し、体験型の環境学習の機会を提供している。

13 <http://www.niye.go.jp/services/taikennokaze/>。構成団体は次の通り。NPO法人自然体験活動推進協議会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益社団法人全国公民館連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、公益社団法人日本PTA全国協議会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益社団法人日本キャンプ協会、NPO法人日本子守唄協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、NPO法人全国ラジオ体操連盟、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、一般社団法人日本ユースホステル協会。

14 <http://yumekikin.niye.go.jp/index.html>

15 http://www.env.go.jp/policy/suishin_ho/

16 http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/06/04/1289492_1_3_1.pdf